

既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2：介護予防訪問 介護相当サービス A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し  「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
2	A 2：介護予防訪問 介護相当サービス A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援 加算」 を廃止	なし。